

2021年12月1日

## 新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第811条及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
株式会社エスプール  
代表取締役会長兼社長 浦上 壮平

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
株式会社エスプールグローバル  
代表取締役 浦上 壮平

2021年12月1日

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
株式会社エスプール  
代表取締役 浦上壮平

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
株式会社エスプールグローバル  
代表取締役 浦上壮平

株式会社エスプール（以下「分割会社」といいます）は、2021年10月4日付け新設分割計画書に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、分割会社が新設する「株式会社エスプールグローバル」（以下「新設分割設立会社」といいます）に、分割会社のBPO事業を承継させる新設分割を行いました（以下「本件新設分割」といいます）。

本件新設分割に関して、会社法第811条第1項及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日

2021年12月1日をもって本件新設分割は効力を生じております。

2. 会社法第806条の規定による手続の経過

本件新設分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、会社法第806条の規定による手続は行っておりません。

3. 会社法第808条の規定による手続の経過

該当する新株予約権はありません。

4. 会社法第810条の規定による手続の経過

本件新設分割においては、分割会社が、新設分割設立会社が承継する債務について、重畳的債務引受を行い、連帯債務を負うため、会社法第810条1項2号の規定に従って、手続を省略しております。

5. 新設分割設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設分割設立会社は、分割会社からBPO事業に関する新設分割計画書第4条に定める権利義務を承継いたしました。

その結果、新設分割設立会社が承継した資産の額は42百万円、負債の額は1百万円と

なっております。

なお、これら新設分割設立会社が承継した資産の額及び負債の額については、本書面作成日現在数値が確定していないことから、2021年8月31日現在の分割会社の貸借対照表に基づいて計算された暫定数値を記載しております。

6. その他新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上